

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた
消費者契約法検討会

第7回 議事録

消費者庁消費者制度課

第7回 現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会

1. 日 時：令和8年7月13日（月）12時30分～15時25分

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用1208特別会議室 併用 オンライン会議

3. 議 題

・第4回～第6回の議論における積み残し等

4. 出席者

（委員）

山本隆司座長、大屋雄裕委員、片山銘人委員、加毛明委員、カライスコス アン
トニオス委員、佐藤沙織委員、坪田郁子委員、土井和雄委員、二之宮義人委員、
平井俊圭委員、山下純司座長代理

（事務局）

日下部次長、飯田総括審議官、黒木審議官、古川消費者制度課長、遠藤取引対策
課長、島袋企画官、伊吹政策企画専門官、梅澤政策企画専門官、榮村補佐

○古川消費者制度課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

ただいまから、第7回「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」を開催いたします。

本日は、山本座長、大屋委員、片山委員、佐藤委員、坪田委員、土井委員、二之宮委員、平井委員、山下委員には会議室にて、加毛委員、カライスコス委員にはオンラインで御出席をいただいております。

なお、加毛委員におかれましては13時40分頃に御退席予定と伺っております。

垣内委員、北島委員、後藤委員、西内委員におかれましては、本日は所用により御欠席と承っております。

それでは、以降の議事進行は座長にお願いしたいと思います。

山本座長、お願いいたします。

○山本座長 それでは本日の議事に入ります。

本日は、第4回～第6回の議論における積み残しのテーマについて扱うことといたします。

まず、消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律のうちの事業者等による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組みについてです。

こちらは、第4回の資料を参考資料1として今日おつけしておりますが、本日の参考資料1の19ページ、「第2．取引当事者である事業者以外の関係主体の配慮規定」、それから、20ページ、21ページでございます「指針や『官民協議会』に期待される機能・役割等」の部分について、時間が来てしまって第4回で議論ができませんでしたので、今申し上げた19ページから21ページの部分につきまして質疑応答、意見交換を行います。

御質問、御意見のある方は挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

二之宮委員、お願いします。

○二之宮委員 二之宮です。

第4回で検討されました行為規範としての配慮規定に関しては、事業者側からすると、具体的にはどうしたらいいのかと不安になるということは一定理解できます。また、本日の議論のテーマでもある、契約の拘束力から解放する仕組みにおける深刻な結果となる内容の契約とは何かとか、「解約料」での損害の捉え方についても、具体的にはどう考えたらいいのかと事業者側が不安になるというのも一定程度理解できます。

他方で、様々な取引類型について一律にハードローで明確に規定することは困難であるとともに、規律の実効性を失わせることにもなりかねないと思います。

そのため、消費者の多様な脆弱性に配慮するとともに、事業者の不安にも配慮しつつ、パラダイムシフト報告書でも記載されている後迫いのルール整備からの脱却を図るためにも、官民協議会で知見を持ち寄って指針を策定、運用状況の確認、見直しを行っていくことは有用だと思います。

その上で、官民協議会はつくればいいというのではなくて、実際に機能することが大切であり、そのためには幾つか押さえておくべき要素があるのではないかと思います。2点ほど意見を述べたいと思います。

要素の1点目は、官民協議会の根拠をどこに求めるかという点です。官民協議会で指針を策定する場合の問題は、事業者が指針に沿った行動を取ることを期待できるか、実際に行動するかという点だと思います。遵法意識の高い健全層の事業者は期待できるでしょうが、指針など気にしない事業者への対応を考えておかないと、健全な事業者の指針の遵守意識のみならず、官民協議会への参加意欲も低下するのではないかと思います。

そのため、官民協議会自体は取引デジタルプラットフォーム利用消費者利益保護法のように、消費者契約法で明記した上で、消費者契約法上の規律と官民協議会で策定された指針との連動性を法的に明確にして、指針を遵守していれば消費者契約法上の行為規範、契約内容規範の遵守を正当化される、指針を遵守していなければ正当化されないというふうにすべきだと思います。

消費者契約法との連動性を明確にして官民協議会を位置づけることによって、法律事項として消費者契約法に官民協議会を位置づけられる、書き込めるということにもつながるのではないかと思います。

要素の2点目は、官民協議会には全体会としての親会と、その下に各種事業者団体に応じた部会を設けるべきだと思います。親会で指針の大枠を策定した上で、同種事業に応じた指針の細則を策定することによって、業種・業態に応じた実効性が期待できる指針を策定できるのではないかと思います。

その上で、さらに3点目になりますが、きちんと運営できるように、官民協議会の設置に併せて消費者庁の人員、予算の拡充も図るべきだと思います。その行政コストがということで、これもなかなか開催されないことになる、つくっておしまいということになりかねないので、人員、予算の手当もお願いしたいと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。佐藤です。

配慮規定の趣旨につきましては、これまで申し上げているとおり、消費者の多様な脆弱性への配慮を促進するという方向性に異論はございません。

また、配慮の前提となる事情につきましても、事業者に積極的な調査義務を課すというのではなくて、事業者が通常の取引過程で知り得た情報を前提とするという考え方については重要な整理であるということも理解しております。一方で、その前提に立ったとしても、慎重な検討が必要な論点は残っていると考えております。

第4回のときに申し上げましたけれども、まず、特に消費者本人の生活状況や財産状況

に加えて、配偶者や扶養親族など、契約当事者ではない第三者の利益まで考慮する場合には、事業者としてどのような事情をどの範囲まで考慮すべきかが明確ではないところがあるかと思います。実務では、事業者が後日のリスクを懸念して、結果として生活状況や家族関係などについて、広くその情報を確認・記録することになる可能性もあるというところを考えております。

その結果、配慮規定というところが意図せず情報収集の圧力として機能して、プライバシーや個人情報保護の関係で新たな課題を生じさせるという懸念があります。また、生活の現状を著しく悪化させることがないようにするという考え方もあったかと思いますが、その判断基準や事業者に求められる対応の範囲が明確でないと、事業者が結果責任を問われるおそれもあるということを考えております。

このような不明確さが残ってしまいますと、事業者がリスク回避の観点から慎重な対応を選択する結果、消費者への確認事項や手続が増加する可能性もあるかと思います。こうした対応が結果として一部の消費者にとって取引のハードルを高めることにならないかという点につきましても、留意が必要ではないかなと考えております。

したがって、今後の検討につきましては、知り得る情報の範囲や事業者に求められる対応、対象となる契約類型について、事業者の予見可能性が確保される形でより具体的に整理をいただくとともに、事業者に新たな調査義務や情報収集義務を課すものではないことを法律や指針などで明確にさせていただく必要があるのではないかと考えております。

また、消費者本人のみならず配偶者や扶養親族の生活状況まで考慮することが求められる場合があるときには、一般的な消費者契約全般で問題となるというよりも、高額契約や生活基盤に大きな影響を与える契約など、一定の場合に限られるのではないかと考えております。

したがって、制度趣旨につきましては理解できますけれども、具体的な案というところにするにはなお慎重な検討が必要ではないかと考えております。

指針や官民協議会の在り方につきまして、指針を通じて事業者の自主的な取組を促進するという方向性や、官民協議会において継続的な議論を行うという考え方自体につきましては賛同しております。

一方で、実際に指針に沿った対応を行うためには、特に健全事業者にはコンプライアンスに対する遵法意識が高いというところがありますと、社内体制の整備、従業員の教育、運用ルールの見直しなど、一定の実務上の対応やそれに伴うコストが発生いたします。

したがって、指針の策定や運用に当たっては、消費者保護の観点だけでなく、事業者が現実に対応可能な内容となっているかという観点も十分考慮いただく必要があるかと考えております。

また、健全な事業者を増やしていくという制度の目的を実現するためには、単に事業者が取組を求めるだけではなく、事業者の取組を適切に評価する仕組みも重要であると考えております。真摯に取り組む事業者ほど負担のみが増えるという状況では、自主的な取組

の広がりや継続的な改善につながりにくい面もあることを懸念しております。

その意味でも、官民協議会におきましては、望ましい取組や優良事例の共有を通じて、健全な事業者の取組が適切に評価されて、市場全体に広がっていくような仕組みについても併せて御検討いただきたいと考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

坪田委員、お願いします。

○坪田委員 ありがとうございます。

まず、検討する前提としまして、現在は議論を詰めていくに当たりまして難しいところに来ていると感じております。しかし、超高齢社会、デジタル化の進展が目覚ましい中、消費者の脆弱性は老若男女、至るところで見られ、消費生活相談の件数も高止まりから増加傾向にあります。拙速はいけませんが、現に消費生活センターに寄せられる相談の解決に役立てることができるような消費者契約法の改正が必要だと考えております。民法で対応できない、民法ではなく、被害救済に資する民法の特別法である消費者契約法の規律が求められていると思います。

さらに、成年後見制度の改正が具体的になってきた現在、脆弱な消費者が不当な消費者被害を受けないために、一層適切な法改正が必要と考えています。この配慮に関しましては、次の2の項目にも関連しますが、配慮を促す仕組みについて申し上げます。

この仕組みが適切でないと用をなさないと考えております。ハードローとソフトローの組合せが言われていますが、ハードローの後ろ盾がないとソフトローは機能しないと考えています。

その上で、ソフトローはどのようなものがあるかということで、官民協議会が挙げられていますが、取引DPF法に基づく「取引デジタルプラットフォーム官民協議会」をイメージしております。業界団体や消費者団体が一緒になり、業界ごとの取引内容、顧客層等も踏まえ、超高齢社会、デジタル社会にふさわしい新たな商習慣などを検討し、配慮の具体的な事項や自主基準などを決めていくイメージです。例えば、ブライダル業界の「解約料」の自主基準の策定のような自主的な機能をイメージしています。デジタル官民協議会のようであれば、法に基づくものでありまして、消費者庁がいかに主導権を取り、うまく立ち回ることができるかが重要になります。

しかし、それでも懸念事項がございます。現在のデジタルプラットフォーム官民協議会ですが、当協会も参加し、新たな官民協議会における議論も一定の効果があると考えているものの、道半ばです。情報交換であるとか要望など、議論の場としては機能していますが、デジタル官民協議会は対象となる構成員が大手企業です。消費者契約法ではあらゆる消費者取引が対象となりますので、官民協議会の外にいる業界が生じ、ここには配慮する仕組みが機能しません。つまり、官民協議会をつくり、自主規制が期待できる事業者や業

界の外にいる業界、事業者に対するハードローがあつてこそ、ソフトローとしての官民協議会の意義があるものとなります。

次々と新しい商品・サービスが誕生し、業界としても広がりがあり、後追いにならないようにするため、消費者契約法は消費者契約全てを広く適用可能にするも、官民協議会是一部にとどまってしまうと思います。自主規制をする業界は優良・積極的な一部のみとなり、消費者被害の対策としては機能しませんし、優良な業者へのインセンティブも高まらないのではないかと考えています。官民協議会の一つの手法としては賛成です。それを支えるハードローがあることが前提で検討していきたいと考えております。加えて、改正法案が成立した後、施行に向けて準備が進められますが、現状の消費者被害、脆弱性を踏まえると、スピード感を持って官民協議会を進めていく必要があります。

以上のように、考え方の方向としては賛成ですが、覚悟が必要だと考えています。相談員は現場で被害回復のために活用することを考えています。今回の消費者契約法の改正は、言葉は適切でないかもしれませんが、解決のための武器ではなく、事業者に対する規範をつくることであることや、規範の使い方を具体的に説明していただくことも必要であると考えています。

それから、配慮といいましても、どう配慮してよいのか明確ではないといった意見があります。配慮は事業者ができるだけ消費者の目線に立って考えることにつながり、そのためには事業者としても消費者に誤解のないよう分かってもらう必要がありますから、消費者への説明が非常に重要です。消費者の誤認を避けるため、適切な選択を促すためには不可欠です。

そして、ビジネスの前提として取引相手を見るのは当然です。消費者の脆弱性を知っていたかという点ですが、真面目に対応しようとする事業者は、消費者の生活状況や親族の状況、資産状況などを詳細に把握しないと解除されるおそれがあるので、取引をちゅうちょすることになるとのこと、一方で、悪質事業者はそんなことは気にしないでやり、解除しない消費者もいるから、結果としてやり得を狙うことにもなりかねません。

また、悪質事業者は、これを理由に個人の財産状況についても情報を入手することができますので、さらに悪質商法に活用することも危惧されます。何を配慮すればよいか分からないという事業者がいるとすれば、それはそもそも商人という以前に人として問題があるのではないかと感じております。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

平井委員、お願いします。

○平井委員　前回、認知症のある高齢者が終身利用をうたう有料老人ホームに高額な一時金を支払って入居したものの短期間で退去を求められて、一時金の半額程度しか返還されなかった事案を紹介しました。今回は、その後に分かった事情から、今回の議論に関わりのある重要と思われる点について申し上げたいと思います。

第1に、この事案は入居後初めて予想外の事情が生じたケースではなくて、入居前に後見人である弁護士が、服薬拒否、易怒性、同じ訴えの反復、職員への長時間の苦情などを具体的に説明していました。それに対し施設側は、頑張らせていただきます、任せてくださいと答えて、パンフレットでも24時間看護師常駐、医療面で困難のある者も受け入れる旨を表示していました。つまり、施設は本人の状態を知った上で受け入れて、継続的な支援が可能であるという期待を生じさせたことになります。

第2に、本人の拒否や不穏な行動が認知症などの症状だけで不可避免的に生じたとは言いきれません。全盲であるのに衣類や食事内容の説明が不十分であったこと、車椅子を操作できない居住環境が長く改善されなかったこと、入浴時間や介助者が固定されず、本人の特性に合った準備や声かけが十分でなかったことなどがありました。他方、固定した男性ヘルパーが事前に準備し、本人の希望を聞きながら対応した時期には、週1回程度の入浴が可能になっています。これは介助方法、関係性、環境調整によって本人の拒否的な反応が改善し得たことを示しています。

第3に、990万円の一時金のうち約480万円は返還されましたが、509万円が返還されず、裁判になりました。裁判所は、消費者契約法第10条による非返還条項の全面無効を認めず、最終的には信義則による個別的な衡量で非返還額の2割相当の返還を命じています。これは、高額な前払い金が、違約金ではなく、終身にわたる家賃の前払いと構成されると、現行の9条、10条だけでは救済が不安定になり、裁判官の個別判断に大きく依存することを示していると思います。

この事例からは、福祉・医療の専門職が官民協議会に参画する必要性がよく分かります。本人の行動を単に認知症だから対応困難と見るのか、環境や介助方法の不適合によって悪化しているとするのかでは対応が全く異なります。社会福祉士、医療職、ケアマネジャー等の専門職に加え、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関などが参画することで、合理的な環境調整、意思決定支援、多職種評価、適切な福祉サービスへの接続を指針に反映できます。官民協議会は全国1つの会議体だけではなく、二之宮委員がおっしゃったように多層構造にすることが望ましいと考えます。

地域レベルでは個別事案から早期発見と支援接続の方法を蓄積し、業界レベルでは入居審査、職員体制、看護師配置、外部サービスとの役割分担、退去要件、前払い金の返還などの標準を整理する。国レベルでは、それらを横断的につなぐプラットフォームのプラットフォームとして、指針の策定・見直し、悪質または不適切なビジネスモデルの把握、制度改善につなげることができると考えています。

ひとまず以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員、お願いします。

○片山委員 まず、取引当事者である事業者以外の関係主体の配慮規定ですが、昨今、デ

デジタル化の進展によりプラットフォーム上で取引することが多くなっています。消費者契約法の配慮義務規定を事業者が遵守するようにしていく中では、やはりデジタルプラットフォーム事業者についても何らかに関与する仕組みが必要かと思っているところでもあります。

あわせて、官民協議会のほうですが、事業が分かっている人や消費者の代表の方がきちんと入って実効的な指針を作成することも重要だと思っておりますが、これを事業者側にきちんと実行してもらうような何らかの行政が関与する仕組みも必要かと思っておりますので、ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

土井委員、お願いします。

○土井委員 ありがとうございます。

配慮を促進する仕組みですが、プリンシプルということで、今までの消費者契約法の考え方をまさにパラダイムシフトをしていくという考え方であり、その考え方自体には賛同することは前回申し上げたとおりでございます。

その中で、特に御家族の点まで把握して対応していくということは、いろいろな取引がある中で全ての取引で事業者が対応できることではないので、導入する趣旨は分かりますが、その場合でも契約の種類を限定するといった対応は必要だと思います。なお、その点については検討が必要であろうということは前回申し上げましたとおりです。今回はその残りの論点ということなので、特に官民協議会について申し上げたいと思っております。

官民協議会で何を決めるのかというところは更なる議論が必要だと思います。想定されている役割としては、恐らく指針の原案をつくり、さらに、他の委員の方から御発言があったように、各業界・業種ごとに指針に基づいた何らかのプリンシプルを作っていくことだと思います。

他の委員からも御意見があったように、この中で重要なのは、従来の消費者契約法の議論は、こういう悪質な被害が出たので、それを防止するためにどういうルールを設ければいいのかということであったのに対して、ここで想定される官民協議会でつくるものは、事業者がいかに配慮できるのかということでもありますので、今までの議論とは全く違うということです。

この会もそうなのかもしれないですけども、消費者契約法の議論を行うときには、消費者の立場を代表される方は、こんな被害があるのだから事業者をどんどん規制するべきだということを言われ、我々事業者は、そうは言っても優良な事業者は規制により健全な事業活動が制約されるといったお話をしてきました。今回の官民協議会について、まだ、構成が決まっているわけではないと思いますが、何となく、それぞれの立場の方が同数ぐらいいて、それぞれ意見を出し合っという構成が想定されますが、基本的に官民協議会で決まったことは、そこに参加した企業・団体は主体性を持って、それを遵守しなければ

いけないと考えております。もちろん法規もそのとおりではあるのですが、より主体性を持って事業者に取り組んでもらうべきだと考えておりますので、特に全体の部分をつくる全体会のようなもの、そこで指針の原案をつくるのだと思いますが、個別業界の部分についてはできるだけ広い形で多くの事業者に参加をしてもらい、なおかつ事業者中心の構成にさせていただいて、そこで議論をしたものをしっかりと多くの事業者に普及させていくことまで考えて議論をしてもらうといった形が望ましいと思います。

官民協議会は意見を対立させる場ではなくて、知恵を出し合って、どういう形でやると消費者の理解が進むのかといったことを議論していく場になると考えておりますので、そのような形でつくっていただきたいと思います。

また、国におかれましては、できるだけ多くの業界・事業者がそれに参画するような形で、法律できてからということになりますけれども、取り組んでいただきたいということを改めてお願いして御意見とさせていただきます。

私からは以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

官民協議会について補足をさせていただきます。

事業者の業態や業種や保有する契約類型などによって、配慮の在り方が異なるところもあろうかと思っておりますので、官民協議会につきましては、例えば業種・業態によってという形にするということもあり得るのではないかと考えております。

また、先ほどいろいろな方がおっしゃっていたかと思っておりますけれども、デジタルプラットフォーム消費者保護法に基づく官民協議会など、既存の官民協議会もあるかと思っておりますので、そういったところと重複することがないようにしていただきたいというところを補足させていただきます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

まず、第三者の配慮規定のところですが、非常に有意義な取組だと感じております。これはもしかしたら今後の課題になるのかもしれませんが、契約当事者以外の事業者とは言いましても幅が広くて、取引当事者である他の事業者の事業に関連して商品・役務を提供するという立場の事業者と、それ以外の事業者とを本来的には区別することを検討してもよいのではないのかと思っております。

といいますのは、他の事業に関連して商品・役務を提供する立場にある事業者につつま

しては、努力義務にするべきなのかどうか、行政処分、行政措置に関する規定を設けるべきかどうかという視点がやや異なってくると感じるからです。ただ、もしかしたら今回ではなくて、今後の検討課題と位置づけてもよいのではないかと思います。

次に指針についてですが、同じく今後非常に重要になってくると感じております。これも補足情報ということで検討の余地があり得るところですが、景品表示法とか公益通報者保護法には、体制整備義務、さらには体制整備努力義務という仕組みが指針に加えて設けられていますので、これについても検討する可能性があり得ると思っております。

次に官民協議会についてですが、行政の関与は必須であると思っております。行政が関与することが非常に重要となりますし、また、ほかの委員の皆様からも既に御発言がありましたが、既に実施されているデジタルプラットフォーム消費者保護法などの規定と運用状況を参考にするのがよいのではないかと思います。

通信状況が悪く大変失礼いたしました。以上です。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

まず、19ページの「第2．取引当事者である事業者以外の関係主体の配慮規定」に関しましては、特に異論はなかったかと思います。努力義務規定をここでは想定しているので、行政処分による対応はないかと思いますけれども、取引基盤提供者等に関する配慮規定、それから、地域のネットワーク等に係る配慮規定、いずれも重要ではないかと例などもお示しになりながら御発言いただいたかと思います。

指針に関しましては、20ページに書かれておりますけれども、配慮規定が包括的な規範であるといえますと、それを具体化するために指針を策定する、これは内閣総理大臣が指針を策定することが想定されております。政省令とは違いますので、もう少し軟らかな形の例示等々も想定されるかと思いますけれども、具体的に特にこういった契約類型について配慮を要する度合いが高いといった形で具体化することになるかと思われ、その点についてもやはり御賛同いただいたかと思います。

さらに、21ページの「官民協議会」に関しましては、指針自体をつくるわけではないけれども、指針を策定する、見直すに当たって官民協議会で十分協議することが想定されているかと思いますが、官民協議会の重要性についても御指摘をいただき、御賛同いただいたかと思います。

先ほど御意見がございましたように、理念としては、健全な市場を形成するために悪質な事業者には市場から退出していただく。そのために、健全な事業者、消費者その他の関係団体、あるいは学識経験者等が知恵を出し合って、健全な市場をつくっていくための協議会であるかと思います。そういった理念をしっかりと持つことが重要です。

それから、立派なものをつくってもワークしないといけないという点も全く御指摘のとおりです。消費者庁がまず頑張らなくてはいけないということがもちろんあり、また、理

念は重要ですが、それを初めから全部実現しようと思うと実際にワークしないこともあります。現実にはできるところから、着実に実績を重ねていくことによって、ワークする仕組みとして理念を実現するために発展させていくことが求められるかと思います。この点についても、特に異論はなかったのではないかと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次のところです。「消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律」のうちの「多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等」についてです。

こちらにつきましては、第5回の検討会におきまして、参考資料3の8～13ページに当たる部分ですけれども、解除権の要件に関しまして各委員から様々な御意見がございました。

配慮規定について、今日も若干再度の御発言がございましたし、主には第4回で御議論いただきましたけれども、解除権につきましては配慮規定と重なる面が一部あることを指摘いたしました。

具体的には、今回の資料1、一枚紙に記載がございますが、深刻な結果となる内容の契約の捉え方、あるいは事業者の主観的要素といった部分、これが配慮規定に関する議論と重なっているところかと思います。こういった要素を加味しながら、どのような要件を備えれば消費者契約法上の解除権として機能し得る制度設計が考えられるかについて、一歩踏み込んで委員の皆様から前向きな御提案をぜひお願いしたいという趣旨でございます。

それで、加毛委員が13時40分頃に御退席と伺っておりますので、ここまでのテーマと、あわせて本日資料1にさらに3、4という形で今日の議題が上がっておりますけれども、ここまで含めて御意見がありましたら、今の時点でお願ひできればと思います。加毛委員、いかがでしょう。

○加毛委員　ありがとうございます。

まず2の「契約の拘束力から消費者を解放する仕組み」につきまして、第5回の資料では、①「消費者が適切な判断をすることが困難な状態にあること」と②「深刻な結果となる内容の契約を締結したこと」という要件に加えて、③「事業者の予見可能性を確保しつつ共創協働の観点から『第三者』による見守りを促す仕組み」を設けることが挙げられていました。これに対して、本日の資料1では、事業者の主観的要素が挙げられています。事業者は商品・サービスを提供している以上、それが消費者にとって深刻な結果をもたらすことを知り又は知り得ることが考えられるので、そのような場合に限り解除権の発生を認めることが想定されているのだらうと思います。

もっとも、そのように事業者の主観的要素を理解した場合、悪意又は過失が認められるような事業者がとるべき選択肢は、消費者と契約をしないということになるのではないかと思います。しかし、消費者にとってリスクがあるとしても、そのリスクに適切に配慮した上で商品・サービスを必要とする消費者に届けるという考え方も十分にあり得るように

思います。資料1で提案される制度設計が、果たして望ましい法制度であるのか気になるところです。

3と4についても併せて申し上げてよろしいでしょうか。

○山本座長　ここをお願いします。

○加毛委員　まず、3については、山下先生の御提案を拝聴してから発言できればと思っておりました。それゆえ、十分な発言はできませんが、資料2の3ページの一番下のところで、「A案及びB案において検討した内容を盛り込む形で、『解約料』条項の説明に関する既存の制度を拡充することが考えられるのではないか。その際には、消費者契約法第3条だけでなく、『解約料』の算定根拠の説明に関する努力義務についても拡充することが考えられるのではないか」と書かれています。これは、A案もB案も諦めて、説明の努力義務で対応するという考え方であると理解しました。

これは、A案・B案と比較すれば後退した立法提案であるように思いますけれども、仮にこのような考え方を採用するのであれば、事業者がどのような説明を行うべきであるのか、どのような「解約料」の算定根拠であれば許容され得るのかなどの点について、先ほどから議論になっている、ソフトローによる対処・官民協議会における検討が求められるべきように思います。

最後に、4の「継続的な契約の普及・拡大に対応するための規律の導入」に関しては、本日の事務局資料が従前の考え方をより詳しく説明していますが、前回も議論になったように、そのような規定を設けることにはいかなる意義があるのかという疑問が生じるように思います。前回も申し上げたところですが、一つの考え方として、民法548条の4にいう「周知」の方法について、重要事項に関する変更に関しては、原則として、個別の通知を要求し、個別の通知がなければ定型約款の変更の効力が生じないという規律を設けることが考えられるように思います。

また、個別の通知の実際的な機能として、通知を受けた消費者が、定型約款の変更が合理的なものであるのかどうかを検討する機会を付与することも重要であるように思います。そのような観点からも、個別の通知を要求することが考えられるのではないかと思います。

そのことを申し上げた上で、資料について1つ確認したいのが、7ページの記述です。

「通知事項として想定される内容」の3つ目に「当該変更がされる前に当該消費者契約の解約をすることができる期間、条件及び方法」と書かれており、そこに付された※印では「消費者が当該変更時に解約権を有していない場合もあるが、変更後の契約を認識し把握させるとともに将来の解約や不更新等といった判断をするか否かの判断に資することになると考えられる」と説明されています。まず、「当該変更がなされる前に……解約をすることができる期間、条件、方法」が通知事項として想定されるのがいかなる場合であるかがよくわかりません。事業者が契約内容を変更するので、変更に応じたくない消費者は契約を解約できるという権利を、事業者が消費者に付与する場合を想定しているようにも

思われます。しかし、※印では、「解約権を有してない場合もある」とされていて、そうだとすると、そのような場合には、「当該変更がされる前に……契約を解約することができる期間、条件、方法」として、事業者は、一体何を通知すれば良いのかが分かりません。通知の努力義務に関する規定を設けるにしても、通知すべき内容が明確にならないと、提案の内容の当否について議論するのが難しいように思います。この点について、よろしければ御説明いただければと思います。

○山本座長　ありがとうございます。

ちょっと飛んでしまいましたが、今のは御質問ですので、そこだけ事務局からお答えいただけますか。

○伊吹専門官　事務局でございます。

御質問ありがとうございます。記載が分かりづらかったところがありましたら恐縮です。

まず、「通知事項として想定される内容」の３点目で記載させていただいておりますのは、もともと契約上、一定の解約権が消費者にある場合には、消費者が当該変更をされる前に解約をすることができる期間、条件、方法を知らせていただくことを想定しております。

その上で、そういう解約権がない場合もあり得るときに、そういった場合にこの通知自体は意味がないのではないかということに関して※で補足をさせていただいております、その場合にも、例えば将来的にその契約自体を更新期間の定めのある契約で更新時期が決まっているような場合であれば、次の更新期にはもう更新しないこととするとか、そういう形で契約から離脱していくという道が消費者にもあり得まして、そういった判断の参考にするために、変更後の契約内容等の１点目、２点目の通知事項を知らせてもらうことにも意味があるのではないかということで記載した趣旨でございます。

以上です。

○山本座長　加毛委員からさらにございますか。

○加毛委員　消費者が従前から解約権を有しているというのがどのような場合であるのか、なおよく分からないところです。契約の重要事項を変更する場合には消費者に解約権が付与されるという内容の契約が想定されるのでしょうか。そのような契約がどれほど存在するのかよくわかりません。他方、消費者が解約権を有しない場合に、次の更新の時期に契約の継続の可否を判断するよう注意を促すという意味で通知を行うのだとすれば、※印の部分に関する記述の内容は理解できるように思いました。

○山本座長　ありがとうございます。

それでは、先ほどの参考資料３の８～１３ページの箇所について御意見、御質問等をいただければと思います。いかがでしょうか。

二之宮委員、お願いします。

○二之宮委員　二之宮です。

解除権の要件として検討された、①の消費者が適切な判断をすることが困難な状態とい

うのは、消費者が有する多様な脆弱性を要件化したものであり、②の深刻な結果となる内容の契約というのは、予見可能性との関係で客観的に判断できるものとして、ある程度深刻・重大な結果が生じた場合を切り出して要件化したものです。

③の解除権が発生しない要件として、第三者に連絡した場合というのは、事業者の予見可能性を確保するため要件化したものですが、第5回の検討会では実際に機能するのかという問題が大きいという意見が多かったと思います。

第5回検討会で、私は原案を1類型としつつ、第2類型を考えてもよいのではないかと、例えば、①要件として、適切な判断をすることが困難な状態、これは原案と一緒にです。②要件として、明らかに対価的均衡を欠くような内容の契約、その他の明らかな不当な結果を幾つか例示を列挙した上でバスケット条項を設けるとしてはどうか。これは深刻な結果という客観面の要件を緩和しています。それに、③要件として、事業者が認識し得たという主観的要件を組み合わせた類型の解除権を考えてもよいのではないかという意見を述べました。

第三者へ連絡することの要件化が難しいということであれば、それに代わる事業者の予見可能性を確保するために、事業者の主観的要件を解除権発生要件とした上で、第1類型と第2類型を組み合わせ、②要件の対象を原案の第1類型より緩和した解除権としてはどうかと考えます。

この場合に注意すべきというか、誤解していただきたい点は、先ほど加毛委員が触れられたことにも若干関連するのですが、事業者の主観的要件の対象、事業者が認識し得たことの対象は何かということです。私は、認識の対象はあくまでも②要件の部分であり、明らかに対価的均衡を欠くような内容の契約、その他の明らかに不当な結果を認識し得た場合に限るとすべきだと考えます。

なぜかという、解除権の検討の出発点はあくまでも消費者の脆弱性による不当な契約からの解放であり、情報交渉力の格差を背景とした事業者側の悪質性に対する対応ではないため、消費者が適切な判断をすることが困難な状況という①要件を認識の対象とすべきではなく、契約の内容という客観面を認識対象にすれば足りると考えます。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

坪田委員、お願いします。

○坪田委員　ありがとうございます。

深刻な結果と想定されるレベル感が問題だと考えています。家を失ってしまうのは典型だと思います。公序良俗による無効と大差ないのではないかと思います。

また、不動産を失い、住居を失う高齢者もいますが、ある程度の土地を持っている場合など、二束三文で買われても当面の生活には困りません。しかし、今は長寿社会ですから、これから生活していく年数によっては底をつくのが見えています。年金暮らしであり、物

価高騰の昨今であれば、なおのことです。

老人ホームの入所を考えていた矢先に、不動産業者の営業マンが来訪し、営業マンの言葉巧みな話により高齢者は信頼を寄せてしまい、言われるままに自宅を売却した。営業マンは老人ホームを紹介してくれるはずだったが、分譲マンションを紹介され、不審なので解約したいが、解約料を払ったら老人ホームに入所できなくなる、希望のホームには入所できなくなるという相談もありました。

高齢者は、親切にされて、売却価格はさておき契約をしています。将来を心配している高齢者の脆弱性が原因となっています。高齢者は信頼してしまったので、無理に契約させられたわけでもありません。老人ホームを紹介という点についても、高齢者住宅には種類がありますし、不実告知と言いたいところもありますが、争いが生じる可能性もあります。つまり、明日からの生活に困窮するわけではないが、生活設計が大きく狂ってしまった事案です。

高齢者が老後のためにとっていた蓄財を奪われ、勤労収入がありませんから修復ができません。また、消費者に解除権が与えられているのは、消費者の生活の基盤となる財産を失う内容の契約に限定されると、ここまでになれば脆弱性に付け込んでやってもよいというイメージを、これは悪質業者に関しますが、悪質業者に与えることにもなりかねません。

残念なことです。規律の趣旨を履き違えた解釈により消費者被害が起きていることは、これまでを見れば明白です。解除権という強力な権利とするがために、極めて深刻な被害に限るということかもしれません。そこまではやり放題とならないかが危惧されます。

それから、事業者の主観的要件についてです。知っていた場合ということですが、先ほども出ましたが、この「知っていた」のレベル、範囲をどうするかが一つ問題であると考えております。

眺望のよいマンションを売るときに、隣にもっと高層のマンションが建ってしまう計画があるくらいは、事業者はそんなに時期を置かずに建つのであれば、当然役所への都市計画等の確認の中で分かっているわけで、それを言わなかった。そんなことは知りませんでしたというような問題も過去には発生しております。これと同じロジックです。

一方、こうなりますと、消費者自身のことになれば、消費者の個人情報を根掘り葉掘り聞くわけで、これではビジネスができない、個人情報の観点から問題であるという意見もありましたが、根掘り葉掘り聞くことを求めるのではなく、配慮規定のレベルとして、どこまでこれが解決できる手法があるか。これは検討の余地があると考えております。

深刻な結果と組み合わせることにより、知っているレベルになることについては理解できますが、この「知っている」というのをどのような形で認定をしていくのかが一つ大きな問題であると思っております。

繰り返して言いますが、消費者に解除権が与えられますが、この解除権レベルまで行く直前までの被害も防止しなくてはならず、解除すれすれの被害、問題取引に関しては官民

協議会ということになるのかもしれませんが、先ほど来申していますように、官民協議会がしっかりと機能することが大前提となりますので、ここにつきましても、配慮ということに関して、解除権との関係、配慮に関しての官民協議会との関連を連動して考えていかないと、配慮というプリンシプルが有効に働かなくなってしまう可能性があることを心配しております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ここで今日提案をしているのは、まさにそこを連関させる、連続的なものと考えていうことですので、解除に至らないレベルの話に関しては配慮規定が機能するということではないかと思いますが、そういうことでよろしいのですか。

○坪田委員 はい。そのとおりでございますが、官民協議会につきましてもまだ検討余地が具体的な中にはあるということと、それから、配慮につきまして、ミニマムスタンダードということで理解をしておりますが、そのつながりというところがいま一つ見えないところがありまして、これで本当に配慮義務がしっかりと機能するのかということを心配して申し上げました。

以上です。

○山本座長 それから、マンションの例を出されたのですが、これはどちらかというと個別の例えば宅建業法とかそちらのほうの問題になるので、消費者契約法の中でそれに全部対応しようというのは難しいのではないかという気もいたしました。前にも他法令との関係の話が出ていたかと思いますが、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

まず佐藤委員からお願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

解除権の対象を深刻な結果となる内容の契約に限定して、さらに事業者の主観的要素や認識可能性を考慮するという方向性につきましては、事業者の予見可能性を確保するという観点からは重要な修正であると考えております。

一方で、まだなお慎重な検討が必要な論点は残っているだろうと考えております。例えば、深刻な結果となる内容の契約とは具体的にどのような契約を指すのか、先ほど二之宮委員がおっしゃっていた主観的要素の対象を何にするのか、また、事業者が具体的に何を認識していれば足りるのかが明確でなければ、実務上の予見可能性を十分に確保することは難しいと考えております。

また、事業者が後日の解除リスクを回避するために、収入、資産、家族構成などについて詳細な確認を行うというところにつきましては、以前の検討会でも述べたように、例えば高額なリフォーム契約や健康関連サービスの契約において、事後的に生活の維持が困難になる契約であったと評価されるリスクを懸念すると、事業者としては消費者の経済状況などを確認したくなることも考えられるというところがございます。しかしながら、その

ような対応はプライバシーや個人情報保護との関係でも慎重に考える必要があるというところは懸念される事項かなと思っております。

また、対象となる契約につきましては、具体的な金額基準で法律上定めることは難しいところはあるだろうと思っておりますけれども、そうであれば、どのような契約類型を想定しているのか、どのような事情があれば事業者認識可能性があったと評価されるのかにつきまして、できる限り明確化していただく必要があろうと考えております。

その上で、こうした問題が現実的に想定されるところにつきましては、深刻な結果というところから、高額契約や生活基盤に重大な影響を与える契約など、一定の場面に限られるのではないかと考えております。

そのため、このような解除権を一般法である消費者契約法に導入する場合には、先ほどから申し上げているとおり、対象となる場面や要件をできる限り具体的かつ明確に整理した上で、慎重な制度設計を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

土井委員、お願いします。

○土井委員　基本的なところは佐藤委員と同じでございますので、今回示された部分だけ強調して申し上げたいと思います。

深刻な結果となる内容で前回御提案をいただいたのが、不動産とか生活基盤といった部分や金額の多寡といったところだったかと思えます。

金額の多寡については、例えば分割して契約するなどの脱法行為的なところが可能になってしまうと思われますので、実効性を上げるための理念としては分かりますけれども、そもそも悪質な被害が出ているからこの規定を入れるところなので、それを取り締まる根拠にならなければあまり意味がないと思っております。

そうすると、金銭をお支払いいただくことについてであれば、真っ当な事業者であれば当然相手の余力は考えるので、例えば、こっちの側であれば歯止めが利くことはあり得るのですが、消費者の方の資産等をお売りいただく場合については、実は事業者はそれほど消費者の方の資力を意識して取引するかということそうでもないかなと思えます。単に相当の金額をお支払いするといったことで捉えてしまうので、取引の中で、どのような形で深刻な結果となるというところを把握するかということは、一般的な取引のやり方ではなかなか難しいのかなと思っております。

そういう意味では、具体的にこうこうこういう契約であり、かつ深刻な結果となるというところをある程度きっちり詰める必要がありますし、それを事業者のほうで主観的に把握できることが大事であると思っております。

もちろん主観的な要素というか、それがきっちり広い範囲で築けるように、そちらはプリンシプルでつくったところの配慮規定で、事業者としてもできる限り自然な形でそのような事態が見えている場合にはきっちり把握できるように努めていくといったことはある

と思いますが、全ての契約でそこまでのところを見るというのはなかなか難しい話ですので、よりプリンスプルを働かせる観点からも、深刻な結果となるといったところの要件のさらなる明確化が必要になってくるだろうと思います。

ただ、正直危惧しているのは、先ほど座長が言われましたけれども、これで問題になるケースで、なおかつ要件化できるところを突き詰めていくと、ほぼほぼ不動産の取引になってしまうのではないかと考えております。

そうすると、これも不動産業法とか宅建業法でやってしまったほうが、規制業種でもありますし、むしろ被害防止という観点ではより実効性も高くなってしまっているのではないかとすることも懸念しておりますが、消費者契約法でやる意義も十分あると思いますので、その場合であればしっかりと要件化をしていく必要があると思います。

以上でございます。

○山本座長　ありがとうございます。

平井委員、お願いします。

○平井委員　ありがとうございます。

事業者側から契約継続を絶たれることで、消費者が住まいと財産を同時に失うという問題を前回指摘させていただきました。今回詳細が分かったことで、さらに認知機能の低下、障害、要介護度の上昇又は介護時間の増加、要介護度の上昇、介護に要する時間の増加のみを理由として居住や介護契約を終了できる条項をどう扱うかということが重要だと考えます。

現行の消費者契約法の第8条の3は、後見開始等のみを理由とする事業者の解除条項を無効としています。この趣旨を生活基盤契約にも発展させて、認知機能の低下や障害だけを理由とする事業者解除を制限する方向を検討すべきではないでしょうか。

例外的に解除を認めるとしても、契約時に合理的に予見できなかった事情があつて、医師などを含む多職種の評価や合理的な環境調整、ケア計画の変更、相当期間の観察、本人・代理人との協議、転居先の確保と移行支援を尽くしてもなお継続が困難になる場合に限るというふうにする必要があると思います。

本件では、症状が事前に説明され、対応可能との説明があつて、しかも介助方法による改善例もあったことから、単に本人側の事情だけを理由として契約を終了することには問題があると考えます。特に、消費者契約法第8条の3については議論を要するところだと思います。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

二之宮委員、お願いします。

○二之宮委員　二之宮です。

御意見をいろいろお聞きしていて、解除権の規定の捉え方が人によってどう捉えるのか、

捉え方がいろいろあるのかなと思って聞いておりました。

最初のほうに私が言ったことで、今回も関連することを述べたのですが、事業者の主観の対象を何にするのかと。解除権の出発点は、あくまでも脆弱性に基づいて不当な契約をした場合、その拘束力から解放するというのが目的であり、そのための手段として、意思表示の瑕疵ではなく、契約の拘束力から解放する手段として解除権が検討されてきたはずです。

悪質商法対策ではなくて、あくまでも脆弱性への対応策、手段ということです。それを消費者契約法に入れることには、目的規定を変えて、配慮規定を入れて、その具体的な方法として解除権を入れる。消費者契約法で、脆弱性に基づいて不当な契約をしてしまったときにはそこから解放されるという手段が設けられる、そういう手段で消費者が救われる、解放されるのだと。そのためには、どういう場合、どういう客観面、主観面というところ考えるべきであり、悪質な事業でこういうひどい事案がというのではなく、広く一般的に解除権を入れるというところを検討すべきではないかということを改めて意見として述べておきたいと思います。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど来、主観的要件を入れる場合の対象、何を認識していたことを要件にするかという点について意見がありましたけれども、この点について何か事務局から補足的な説明はありますか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。

こちらにつきましては、第5回検討会では、参考資料3の事務局資料12ページ以下のところで幾つかのバリエーションお示ししていたところでした。この際には、①についての何らかの主観的要素が考えられるか、②に関しての主観的要素が考えられるかというところでお示ししておったところでした。

本日の御議論の中で、認識を問うた場合に、事業者側が消費者の脆弱性を知ってしまった場合に、かえって配慮が損なわれるのではないかという御指摘などもいただいて、そこは配慮規定があるのではという御議論もいただいていたところであったかと思いますが、参考資料3の時点では、①要件の中で、必ずしも知っていたかどうかということではなく、一定の主観的要素という中で、共創協働の観点を一定程度取り込むことが考えられるのではないということも検討事項としていたところでした。

他方で、本日は②の主観的要素というところが重要であるという御議論をいただいておりますので、その辺りも踏まえていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかに、あるいは今の点についてよろしいですか。

ありがとうございます。

主観的要素を入れることについてはあまり異論がなかったかと思いますが、二之宮委員が言われたのは②に限るという御意見だったのですか。

○二之宮委員 そうい意見です。①を対象にするというのは実際問題なかなか難しいと思いますし、脆弱性に対する認識というのは一体何だろうというところも疑問がありますので、②に限ったほうがいいと思います。

○山本座長 脆弱性といっても特定の具体的状況であると思うのですけれども、②に限るべきということで、①のほうは主観的要件を書けないという御意見ですね。

○二之宮委員 もう一つ、どうしようかなと思って言わなかったことがあるのですけれども、①を事業者の主観の対象にすると、どうしても今までの議論の付け込みというものに引きずられるのではないかと危惧します。そうではなくて、やはり客観的に判断すべきだろうと思います。

○山本座長 ありがとうございます

主観的な要件それ自体に関しては、先ほど申しましたようにあまり御異論はなかったかと思いますが、今の①の部分についてとか、それから、さらに具体化すべきというお話もございました。恐らく間接的には配慮規定について、指針を通じた具体化がありますので、そういった形で具体化していくことになるかと思います。

今の二之宮委員が御指摘の点は、どうしていくかを検討しなくてはいけないかと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、次は「『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み」について、第5回の検討会におきましてそれぞれの課題や組合せについての御意見がございました。

この点については、先ほど加毛委員も言及されておりましたけれども、事務局から第5回での御議論を踏まえた補足説明をしていただき、その後で、山下座長代理から資料を提出いただいておりますので、これについて御説明をいただいて、議論したいと思います。

それでは、まず事務局からお願いできますか。

○梅澤専門官 ありがとうございます。事務局でございます。

それでは、お手元の資料もしくは投影されている画面を御覧ください。タイトルは「補足資料」としております。

1 ページに目次を記載しておりますけれども、まず「第1. 『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み」について、私から御説明させていただきます。

2 ページからが検討事項となっております。

1 つ目の矢羽根ですけれども、論点整理におきましては、以下の1、2の双方またはいずれかにより対応することが提案され、1についてはA案及びB案を検討したと整理されておりました。1は「解約料」条項に係る規定（消費者契約法第9条第1項第1号）の見直し、2は「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充でございます。

1 に関する A 案及び B 案につきまして、参考資料を踏まえて簡単に確認させていただきます。お手元に参考資料 2 としてお配りしております第 5 回検討会の資料、「『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み」の 8 ページを御覧いただければと思います。

1 つ目の矢羽根のとおり、A 案につきましては、i) 消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号の規律について、事業者が立証責任を負うものとし、ii) 価格差別目的の「解約料」について、従来の「平均的な損害の額」を基準とした規律によらない形で合理性を説明可能とするための新たな基準を設けるという考え方でございます。

価格差別目的の「解約料」に係る規律については、参考資料 2 の 10 ページに記載がございます。「同種の商品又は役務について複数の合理的な選択肢がある場合には、当該選択肢のうち最も『解約料』が安いものについて当該『解約料』が『平均的な損害の額』を超えない場合には、その他の選択肢における『解約料』については『平均的な損害の額』を超えないものと推定する」というものでございました。

B 案につきましては、参考資料 2 の 13 ページを御覧いただければと思います。B 案は、消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号と同様に、「解約料」条項について「平均的な損害の額」を超える部分は無効とする。原状回復賠償に相当する部分等として、表の区分に応じてそれぞれの損害については消費者が立証責任を負うものとする。例えば、次の区分に応じ、それぞれの損害については「平均的な損害の額」と推定する。そして、原状回復賠償に相当する部分等以外の損害については事業者が立証責任を負うものとするという考え方でございました。

補足資料に戻らせていただければと思います。2 ページを御覧ください。

2 つ目の矢羽根でございます。第 3 回検討会では、長年にわたり議論されてきた「解約料」の問題に関して A 案及び B 案という具体的な案が示されたことについては前進であるといった評価をいただいていたと思いますけれども、第 5 回検討会におきましては主に次のような御指摘がございました。

A 案については、複数の選択肢を設けることに必ずしもメリットがあるとはいえず、合理的ではない価格差別目的の「解約料」が設定される懸念を払拭できない。業種や業態によっては複数の選択肢を設けることが不合理である場合や実務上困難である場合がある中で、立証責任を事業者に課することはできないというものでございます。

B 案については、消費者が原状回復賠償に相当する部分等を立証することが困難な場合もあり、立証困難の課題の観点では現状と大きく変わらない可能性がある。消費者契約は極めて多様であることから、明確に分類して一律の区分を設けることは困難であるというものでございます。

さらに、両案に共通する内容について、「平均的な損害の額」の概念を明確化することが困難な中で、新たな規律の導入を検討するのは問題がある。消費者及び事業者の双方にとって複雑で分かりにくい制度となるのではないかといた御指摘がございました。

3 ページを御覧ください。

1つ目の矢羽根のとおり、第5回検討会ではA案及びB案を組み合わせるという意見がございました。組合せの方法としてはいろいろあり得るかと思存しますが、例えば、i)で、B案のとおり、消費者契約法第9条第1項第1号を維持した上、原状回復賠償に相当する部分等については消費者が立証責任を負い（例えば、それぞれの損害については「平均的な損害の額」と推定する）、原状回復賠償に相当する部分等以外の損害については事業者が立証責任を負うものとし、かつ、ii)で、A案の価格差別目的の「解約料」に係る規律の要件を満たす場合には、最も「解約料」が安い選択肢以外の選択肢における「解約料」については「平均的な損害の額」を超えないものと推定することが考えられるとしております。しかし、両案を組み合わせたとしても、前のページで記載した課題はなお残ると考えられるのではないかと記載しております。

続いて、2つ目の矢羽根です。他方で、A案及びB案で検討してきたことは、ビジネスにおける「解約料」の実態を踏まえ、基本的には有効性・合理性が認められ、事業者も消費者も納得しやすい「解約料」を切り出すことを試みるものでございました。このような考え方は、「解約料」を巡るトラブルが生じることを可及的に防ぐために、「解約料」条項の説明に関する既存の制度の拡充においてもいかなることが可能であると考えられるのではないかとしております。

そこで、3つ目の矢羽根のとおり、A案及びB案において検討した内容を盛り込む形で、「解約料」条項の説明に関する既存の制度を拡充することが考えられるのではないかと。その際には、消費者契約法第3条だけでなく、「解約料」の算定根拠（又はその概要）の説明に関する努力義務（同法第9条第2項及び第12条の4）についても拡充することが考えられるのではないかとしております。

「解約料」条項の説明に関する既存の制度につきましては、参考資料2を用いて確認を兼ねて簡単に御説明できればと思います。参考資料2の17ページを御覧ください。

消費者契約法第3条第1項において、事業者の努力義務を規定しております。そのうち第1項第1号は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が明確なもので、かつ消費者にとって平易なものになるよう配慮することを努力義務として定めております。

第1項第2号は、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供することを努力義務として定めるものです。

消費者契約法第9条第2項及び第12条の4については、「解約料」の算定根拠の説明に関する努力義務を規定しており、第9条第2項は消費者に対して「解約料」の算定根拠の概要を、第12条の4は適格消費者団体に対して「解約料」の算定根拠を説明する努力義務を定めるものでございます。

これらの既存の制度について、A案及びB案において検討した内容を盛り込む形で拡充することが考えられるのではないかとということでございます。

事務局からの説明は以上となります。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、山下座長代理からお願いします。

○山下座長代理 山下でございます。お時間を頂戴いたします。

今、事務局から御説明があった資料2の2ページ目、両案に共通する内容ということで2つ御説明があった点ですけれども、私はこの2つはすこし異論がありますので、個人的な意見を出させていただいております。

まず、平均的損害額の概念を明確化するのが困難な中で、新たな規律の導入を検討するのは問題があると言うのですが、むしろ私は新たな規律を導入することで平均的損害額の概念を明確化するというのがあるべき方向と思っておりますので、この点は、新たな規律でどうにか平均的損害額という曖昧な概念を明確化できないかという観点で考えております。

その上で、それが消費者及び事業者の双方にとって複雑で分かりにくい制度になるのか。A案とB案を組み合わせると余計分かりにくくなるのではないかというお話もあったかと思いますが、私は本当に分かりにくい制度になるのかよく分かりませんでした。ですので、具体的に考えてみようということで、資料3のように、自分なりに考えたルールをお示して皆様の御批判を仰ぐ意味で、具体的な提案をさせていただいております。

「はじめに」の部分は飛ばさせていただきます。

「2. 改正提案」というところは、条文の形を取っておりますが、私は立法についてのスペシャリストではございませんので、必ずしもこのまま法律をつくるという趣旨ではなくて、あくまでもイメージとしてこの程度のルールで収まるのではないかということで提案をしております。

「3. 簡単な趣旨説明」を見ていただいた上で条項を見比べていただくと、趣旨が分かりやすいかと思います。条項1がB案、条項2がA案を基礎とするものでございます。

条項1で書いていることは、基本的には平均的損害額を超えないことの立証責任を事業者側に課すということで、従来の消費者契約法の規律よりは事業者側に立証責任を転換しているような形になっています。ただ、これは形式上そういうふうにせざるを得ないので、そういうふうな書き方をしているのですが、その中で、これから説明するように、確実に事業者がこれは解約料として取ってよいだろうと思われる部分については、むしろ明確に立証責任を消費者側に転換する形を取ることにしています。ですから、実際には理由の説明が難しい解約料条項のみ、事業者側で平均的損害額を超えないことを説明してくださいという趣旨のルールということでございます。

条項1のただし書き以下がポイントになるわけですが、i)、ii)、iii)、iv)、v)と5つ列挙してあります。これらの部分については、解約料について平均的損害額を超えないことが推定されることになっていて、こういう名目で解約料を取っているものについて額が高過ぎるとかそういったことは消費者の側で立証をしてくださいという形にしてい

ます。つまり、事業者側に有効な解約料条項の具体例を提供しつつ、そうした条項が無効であるというのであれば、その立証責任は消費者側に課するという形になっているということです。

そのうち、はじめの4つは具体的な例を挙げていますが、v)で「その他政令で定めるもの」と、「政令に定める部分」について有効性の推定を行っています。要するに、これは有効な解約料条項の具体例を柔軟にかつ適切に拡大していくという将来を見据えてのことで、政令がよいかどうかという細かい点は私には分かりかねますが、様々な消費者契約があるところ、業態ごとにここまでは請求できていいだろうという「解約料」の定め方があると思われますので、有効な解約料の具体例を類型化して定めていくことによって、事業者にとって紛争になりにくい解約料条項の定め方が明らかになっていくというメリットがあるのではないかと思います。ただ、解約料条項の定め方はいろいろな方法があるかと思いますが、これは官民協議会等を設置しながら議論をしていく必要があると思っています。

条項2は、同一の消費者契約に複数の解約料条項を設けた場合というA案をベースに、その場合についての立証責任が緩和されるというか、簡易な証明方法というものを追加するという趣旨で、1つの解約料条項について証明をしたときに、その他が同等の条件だとみなせるような条項であれば、それらは証明を免除するという形を取ってはどうかということです。

「同等の条件」としたのは、事務局からは具体的な基準をいろいろ示されていますが、これに限るべきなのかということが私には必ずしも分かりませんので、よりよい基準や多様な基準というものがあってもいいのではないかという趣旨で、このような形で考えております。

改正提案という形を取らせていただいています。あくまでも議論のたたき台として、このようなものでルールとして分かりにくいのか、あるいはこのようなルールがあると事業者側にとってメリットがあるのではないかといったことへの問題提起として出させていただきました。

以上でございます。

○山本座長　ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問がございましたら。

二之宮委員、お願いします。

○二之宮委員　二之宮です。

「解約料」に関するA案、B案は共に課題があるということ自体は、委員の中で共有されていると思います。他方で、「解約料」をめぐるトラブルが非常に多いことも共有されていると思います。

事務局からの補足説明を見ると、A案もB案も課題が多いから、早くもA案もB案も諦めて、「解約料」の説明に関する制度を拡充してはどうかと読めます。また9条をめぐる

問題を先送りにするのかと、非常に残念に思いました。しかし、山下座長代理から、資料 3 として A 案と B 案を組み合わせた案の提案がありました。

私は、第 3 回検討会で A 案に賛成と意見を述べ、第 5 回検討会で立証責任を転換しても法的に妥当性が失われるという問題は生じないのではないかという意見を述べました。それでも課題が多いから、A 案も駄目で、B 案も駄目でと、何も変わらないというのではなくて、両者を組み合わせてこうしてはどうかという山下座長代理の提案には敬意を表しますし、その方向性に賛成いたします。

まさに、第 3 回検討会で座長が言われた、どうすれば前に進むのかという点を考えると、山下座長代理の提案の方向性は検討すべきであるし、今の 9 条をそのままにして何も変わらないというのではなく、1 回変えてみる、それでトラブルが減るのかというところは、官民協議会等を通じてさらに詰めていくというのは検討に値すると思いますし、その方向性に私は賛成いたします。

資料 3 に記載されている「相当な部分」については、消費者契約法で規定する官民協議会の親会で大枠を設定し、各種事業者団体に応じた部会で「相当」とされる部分の要素を定めていくことで、推定の効力が働く部分を事業者、消費者双方にとって明確化できると思います。

また、資料 3 の 2 枚目、3 ポツのところで「競争法的な配慮も必要」と記載されています。確かに、幾らまでと具体的な金額まで決めてしまうと独禁法上の問題が生じりますが、「相当」とされる部分の要素とか考え方を決めることであれば問題ないと思います。

また、解約料条項の具体例を柔軟かつ適切に拡大していくために、「その他政令で定めるもの」と規定することも賛成です。内閣府令で定めることでよいと思います。

価格差別のところに関しましては、「同等の条件」というところをどう考えるのかと。ここは A 案でもともとあった課題ではありますが、ここも官民協議会で判断方法を検討していくことで前進させることができるのではないかと思います。書きぶりに関しましては、技術的な問題ですから、後から詰めて考えたらよいのではないかと思います。現時点でそれほど大きな問題ではないと思います。

最初にも言いましたとおり、検討会の第 3 回が再開されて今日が第 7 回で、たった 4 回しかやっていません。この時点で A 案、B 案も難しいから断念するというのは、私はこの検討会に参加している一委員としても無責任ではないかと思いますので、山下座長代理の方向性で検討していただければと思います。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　ありがとうございます。

A案、B案のいずれにつきましても、もう既にこちらではないという形になっているのかなというところですが、その後にいただきましたA案、B案を組み合わせるという案につきまして、当方といたしましても補足資料に記載いただいているとおり課題はなお残ると考えております。

また、本日御説明をいただきました資料3につきまして、事業者におきましては様々な業種や契約内容があるところがございますので、このような一律な整理ができるのかというところはまたよく検討しなければならないのかなというところも考えてございます。

また、解約料条項の説明に関する既存制度の拡充についても提案されているかと思えますけれども、この点につきましては慎重な検討が必要であると考えております。

消費者契約法第9条第2項及び第12条の4につきましては、令和4年改正により新設されまして、令和5年6月に施行された制度という認識ですが、その導入に当たりましても、消費者への情報提供と営業秘密の保護のバランスについて議論が行われたものと理解しております。まずは、現行制度の運用状況や効果を十分に検証することが重要ではないかと考えております。

また、説明内容を詳細化するほど消費者保護につながるとは限らない、かえって情報過多によって消費者の理解や判断を難しくする可能性もあるのではと懸念しております。

さらに、解約率や算定根拠の詳細につきましては、以前も述べましたが、営業秘密との関係もありますので、単純な開示が消費者の合理的な選択に資するとは限らないと考えております。

消費者にとって重要なのは、契約締結時にどのような商品・サービスが提供されるのか、どのような対価を支払うのか、途中解約した場合にどのような条件になるのかといった契約条件を理解した上で選択できることで、さらなる説明義務の拡充につきましては、実効性、理解可能性、営業秘密とのバランスも踏まえながら慎重に検討すべきと考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

土井委員、お願いします。

○土井委員 ありがとうございます。

前々から申し上げますように、平均的な損害額については、平均という要素がついていることにより、我々事業者のほうは確たるこれが妥当であるという金が算出できないという問題を常々指摘をさせていただいております。

前回、令和4年の法律の検討会では、我々の事業者の利益の部分に着目して、それを分解して、何とかこの損害、我々で言えば本来得られるべきだった利益を失った損害ということになりますけれども、その種類によって、これは認めていいのではないかと、これは駄目ではないかといった議論をさせていただきましたが、結局まとまらなかったという経

緯があります。今回は、契約の目的物のところに着目していただいて、B案をつくっていただいたという認識をいたしております。

いずれにしても、どういうルールをつくっていただいても、私もこれに関しては相当勉強させていただいたつもりですけれども、このルールを事業者の説明できません。事業者から資料を貰ったとしても、あなたの事業はこういう事業だから、ルールからするとこれだけの損害額までは許容できるはずですよ、だから安心して契約条項をつくってくださいと言うことができません。

ですので、元の平均的な損害額という概念を改めることなく、知恵を絞ってどのようなアイデアを出していただいても、私としては少なくとも事業者にこのような額が妥当ではないですかという説明ができるぐらいまでに落とし込まない限りは受け入れるわけにはいかないと思っております。その上で、いつまでこの問題を放置するのだというおっしゃられ方をされておりますけれども、個人的には事務局に提案いただいた部分は検討に値すると思っております。

既に説明の努力義務が事業者には課されておりますが、前回の改正で盛り込まれた努力義務については、営業機密に触れない範囲で、その当時検討した事業者が受ける損害の要素をできる限り説明をしていってくださいという趣旨だと考えておりますので、今回また違う観点にはなりますけれども、「こういう契約の内容なので、こういうところがサービスは提供しましたよねと、ここはまだですよね」ということを契約前にどこまで説明できるのかといった点は疑問ですけれども、事業者の考慮要素としてはあり得るかなと思っております。

そういうことでございますので、事業者については、例えばB案で検討すると、もともと額が分からないところに、その相当するものというのは何ですかということが付け加えられるだけですので、さらに混迷を深めるだけなのかなと思っております。「解約料」を設定する全ての事業者に関わりのある規定としては、元の概念を改めない限りは前に進めないのかなと考えております。

以上でございます。

○山本座長　ありがとうございます。

坪田委員、お願いします。

○坪田委員　ありがとうございます。

まず、平均的な損害の概念自体が問題になっていましたが、本当は事業者も消費者も納得しやすい解約料であることが一番重要だと考えております。ただ、事業者と消費者で納得いくレベルがずれている、これが問題となっていると考えております。消費者が納得いかない場合に訴えることとなりますが、消費者が平均的な損害を立証できないために取下げになってしまうという状況です。

A案、B案ともに問題はある点は前回の議論のとおりでございますが、その点で山下座長代理が出されました案はこの問題をクリアしているように思いました。ただし、条項2

の部分で、具体的にはどのように進められるかは懸念が残ります。よく分からないところがございます。

「同等の条件」の判断方法については、事務局から具体的な基準が示されているとし、加えて、これに限るものではなく、関係各位の創意工夫によって基準の多様化・明確化を図っていくべきとありますが、これが果たしてどのように実現されていくのか、これにかかっていると考えております。

また、条項2の部分については、「同等の条件とみなせる」がポイントだと思いますが、より適切にすることを考えますと、結果として、それほどではないのかもしれませんが、やはり複雑で分かりにくくなることがあるのではないかと懸念をしております。何らかの理由から解約をする場合ですが、解約を引き止めたいという事業者側の考えはあったとしても、最終的には早期に決着をつけることが双方のメリットになると考えています。

ここでも官民協議会が期待されていますが、先ほど述べましたように、官民協議会がどれほど機能するか、これにも関わってくると思います。また、全ての事業者が官民協議会に参加することは不可能ですから、不参加の事業者や業態が官民協議会の設置について、このルールをどの程度影響をほかのところに与えることが可能か、これも心もとなく感じております。この問題に対してはどのような手当をするか、これも検討をする必要があると思います。官民協議会で定めを設置できていない、新たなサービスや業態が発生するとも考えます。

特定商取引法の特定継続的役務提供に関しましては、大変トラブルが多かった役務を指定し、「えいや」という感じで解約料基準を設けました。しかし、特定継続的役務提供に該当しないほかの継続的な役務や単発の役務も多数あります。そういった場合、特商法の規定に準じた対応を望んでも、特商法に該当しないという理由で、これは当然かもしれませんが、対応されません。例えば、パソコン教室ではなくプログラミング教室であるとか、エステティックサービスではなく民間資格による整体サービスといったものがあります。

こういう状況を見ますと、官民協議会でしっかりとやれば問題ないとも言えません。類似の別の業態であると、官民協議会がなければやはり機能は発揮できないのかと心配をしています。こういったことから、実際は官民協議会なりをどのような形で想定するか、これも検討が必要と考えております。

なお、令和4年の改正で、3条に解除の説明の努力義務が入ったのは意義があり、当時も様々な議論を尽くし、これについては改正として実現ができたと理解をしています。これをさらに拡充するのは当然賛成ですが、これだけで今回の議論が終わってしまうと、「解約料」の問題というこれまでの積み残しの宿題を解決したことにはならないと思っております。

解約は消費者の一方的な約束違反といった場面もありますが、様々な理由から総合的に契約を終了する場合において、明確に取消しとも言えないような場合もあります。こういったときにも、契約の終了に当たりましては、明確に損害賠償の額が算定できない場合で

も、解約料はどのように考えるかということで、大きな一つの基準にもなると考えておりまして、大変重要なことであると思っております。

契約時に解約することは通常は考えませんが、特商法の特定継続役務提供でもそうですが、契約時に解約時のこともきちんと取り決めておき理解をしていくことが、非常に多くのトラブルがあった業種に対しての規制ということで成立したわけです。最初から納得をしていれば、この契約をやめるにはどのぐらいの負担があるかということも、一つの契約事項としては重要だと考えております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

まず、既に御指摘がありましたように、A案、B案それぞれに課題があることはそのとおりかとは思いますが、既にほかの委員からも御発言がありましたように、組み合わせることでそれぞれのメリットを生かすことができるのではないかと私も考えております。

ほかの委員からも御発言がありましたように、山下座長代理の御提案はいろいろな意味でA案、B案双方のメリットを生かすことができるものになっているのではないのかと思っております。

具体的に申し上げますと、山下座長代理御提案の組合せですが、第1項の部分では、平均的損害という概念が分かりにくい中で、基本的に原状回復賠償の部分については問題がないという方向性を打ち出していますが、そういう意味でも平均的損害という概念の明確化に寄与していると私は思っております。

また、2項の部分ですが、事業者側としましては、複数の解約料条項を設けることが前提となっていますので、少なくともそのうちの一つが平均的損害を超えないということをしかりと事業者側で検討して、そのような条項を作成する、そして証明することは負担にならないのではないのかと思っております。山下座長代理御提案の組合せを基に議論を進めることは非常に有意義だと考えております。

説明義務につきましても、他の委員の方々から御発言があったとおりにかと思いますが、既存の努力義務があって、それなりに実務としても定着しつつある中で、これをさらに拡充していくことは望ましい方向性だと思っております。努力義務ということですので、望ましい形でそれを実際に行っていくことになろうかと思えます。

少し強調したいのが、今回のパラダイムシフトを検討する中で、既にほかの委員の方々から前にも発言がありましたが、訴訟の場面だけを念頭に置くのではなくて、訴訟にならないようにどのように事業者と消費者双方が寄り添うことができるのかということも考慮の大きな要素だったかと考えております。

そうしますと、既にいろいろな調査で、消費者側が納得しない場合にはトラブルが生じ

る可能性が高くなることが示されていますので、やはり早い段階で、営業秘密に支障が出ないような形で説明をしていく、そして、消費者側に納得してもらうことも重要ではないのかと思っております。

個人的には、前から申し上げておりますように、価格差別的なところを優遇することの正当性については懸念がございますが、山下座長代理の御提案でしたらそこもある程度はクリアできているとも感じておりますので、今後、御提案を基に議論を進めていくことに賛同しております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今の議論に関して、消費者庁あるいは山下先生から何かございますか。

お願いします。

○山下座長代理 ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきました。佐藤委員からは、事業者が様々いるのでこれでうまくいくのかということは直ちには分からないというのはおっしゃるとおりで、私もこれでうまくいくかどうかはまだ十分詰め切れているわけではございませんので、ぜひお知恵を拝借できればと思っております。

土井委員からは、事業者に平均的損害額というのを説明できないということをおっしゃって、それはおっしゃるとおりだなと思ったのですが、逆に土井委員にお伺いしたいのは、1のi)～iv)に「として相当な部分」というのを入れたので、土井委員からの「相当」と言われても分かりませんというご意見をいただいたと思います。このははおっしゃるとおりだなと思ったのですが、さらにお尋ねとして、「として相当な部分」を削ったらいかがですか。つまり、ii)で言いますと、例えば、契約の解除後に目的物が返還されない場合については、目的物の販売価格はキャンセル料として取れることにするということです。

私がなぜ「相当な部分」と入れたのかというのは、たとえば販売価格を複数つくって置いて、安い販売価格で売ったのに、キャンセルをする場合には一番高い販売価格を適用しますというような、悪質な事業者がいるのではないかと懸念してのことです。私が最初にこの案を作った時の意図としては、目的物が返ってこないような場合は、目的物の販売価格はキャンセル料として取れていいだろうというつもりでした。ですので、「相当な部分」というの表現は事業者側が解約料としてとれる額を曖昧にしようという趣旨ではなく、むしろ確実に販売価格を取れることを明確にしようという趣旨でした。この辺も含めてもし何か御感触等があればお伺いできればなと思っております。もちろん今でなくとも結構でございます。

以上です。

○山本座長 それでは、土井委員、お願いします。

○土井委員　せっかくお聞きいただいたので、お答えいたします。

解約料条項を設定するというのは、事業者にとっては、物品の提供も一部あるかとは思いますが、基本的には役務の提供でございます。役務の提供の中には、極めていろいろなコストと利益を複雑に乘せていって1つのサービスができています。消費者の側から見た場合はその積み重ねが価格という形で見えるのですが、その価格は必ずしもコストと利益の全てを積み上げてつくられたものではないということです。場合によると、利益はそれほど取れないけれども、ここの価格で置かなければいけない役務、あるいはそれなりに利益が取れる役務など、複雑な事情が組み合わさっている中で、事業者は様々考え価格設定をして、更に、本来であれば商品ごとに利益率が違うわけですので、それに併せて解約料もそれぞれ設定するべきですが、それだと消費者の方に非常に分かりにくいから、一律に例えば、100%、70%、30%という解約料を設定しているというのが実際です。そのような中で、なおかつ前提に「平均」という、どこの損害を平均するのか分からないものが加わっている中で、新たに「利益」・「価格」・「対価」など概念を示されても、事業者からすればそれは幾らなのか、誰か算出してくれるのかという話です。結論を申し上げますと、申し訳ございませんが、「相当」が入ってなくても事業者が理解できるかと言えば、理解できないという認識であります。

○山本座長　消費者庁から何かありますか。特によろしいですか。

これまでのテーマについては、おおむね方向性に異論がなかったと思いますが、ここはかなり意見が分かれている論点かと思えます。

努力義務の拡充に関しては若干意見があり、消費者にとってかえって分かりにくくなるという御説明があったのですが、付け足した説明の部分ですので、かえって分かりにくくなるというのは私には理解できなかったのです。

それから、営業秘密の問題は当然考慮して解釈・運用していくことになると思いますので、その点は努力義務を置くこと自体に対する否定の論拠にはならないかという気もしましたが、その点はいかがでしょうか。

佐藤委員ですね。

○佐藤委員　ありがとうございます。

先ほど述べた意見について補足ですけれども、努力義務が課されるところで、事業者にとっては、皆さんがやっていくという方向に流れた際に、説明の内容が増え過ぎてしまいますと、消費者にとって逆に情報が多過ぎて理解や判断が難しくなるというところがあるのではないかという懸念を申し上げたところになります。

ただ、現行制度の運用状況や効果を検証することで、付け足すことで消費者にとって理解や判断を難しくする面がないのであれば、そこは可能性としてはあるのかなとも思いますので、そこは現状を含めて御検討いただくところになるのかなとも考えております。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

それから、平均的損害につきましては、本日2つ具体案が出て、1つは事務局の案、もう一つが山下座長代理の案です。事務局の案は、消費者側が証明責任を負うことを出発点にして、しかし、前回出された基準と具体的に同じかと思いますが、4つ、より証明しやすい額を消費者側が証明すれば証明責任が転換されるというつくりと理解してよろしいでしょうか。

山下座長代理の案は、事業者側が証明責任を負うことを出発点にして、ただ、事業者が同様の基準に適合することを証明すればよいというつくりになっているので、出発点は異なるのですが、比較的証明が容易な事実が挙げられているとすれば、そのところは実際あまり変わらないかと思いますが。

山下座長代理が工夫されたのは、1のほうで言うところ「その他政令で定めるもの」を置いて柔軟化させる。「相当な」という部分も今あったのですが、政令ないし府令で定める場合という定めを置いて、それについては官民協議会の議論を基にして定める。

条項2のほうに関しても、基準をさらに柔軟化させて、関係各位というのは例えば官民協議会での議論等を想定されているかと思いますが、そこで具体化していったらどうか、そういうところを工夫されたと思います。

二之宮委員からは、山下座長代理が提示した方向で考えたらどうか、さらに詰めていったらどうかという御意見があり、佐藤委員、土井委員からはそれでも難しいのではないかという御意見があったかと思いますが。

ここをさらにということになりますと、基本的な意見の対立があって難しいところですが、今日いただいた意見を踏まえて、最終的にどのようにまとめるかを検討したいと思います。

次は「継続的な契約の普及・拡大に対応するための規律の導入」です。こちらは、第6回の検討会におきまして様々な意見が出ておりました。契約の変更時に関する規律の対象がどういったものかという、契約の変更時に関する規律の対象となる契約類型という問題と、定型約款の変更に関する民法の規定との関係という問題、この2つについて第6回の検討会でかなり議論がありました。

事務局から今日は補足資料を用意していただいております。こちらにつきまして説明をしていただきまして、その後、質疑応答、意見交換を行いたいと思います。お願いします。
○榮村補佐 それでは、事務局から御説明をさせていただきます。お手元の「補足資料」と題する資料、もしくは投影されている画面を御覧ください。

まず1ページ目に目次を記載しておりますけれども、「第2．継続的な契約の普及・拡大に対応するための規律の導入（契約の変更時に関する規定についての具体的な検討）」について御説明をさせていただきます。

4ページ目を御覧ください。

契約の変更時に関する規定についての具体的な検討として、1つ目の矢羽根ですけれども、第6回検討会では、定型約款の変更で、かつ、契約の重要事項が変更される場合にお

ける個別の通知義務を規定すること、及びその規律のイメージについて御議論をいただきました。第6回検討会で示した規律のイメージは4ページにお示ししているとおりです。

次に、「1. 規律の対象となる契約類型について」でございます。第6回検討会で御議論いただきました、契約の変更時に関する規定が適用される範囲についての補足を記載しております。

1つ目の矢羽根では、「定型約款の変更という場면을捉えた行為規制であることから、事業者と消費者との間の定型取引一般に適用される規律とすることを想定」としております。

2つ目の矢羽根では、「個別通知義務が生じるのは、消費者と現に契約関係にある場合を想定。契約関係が継続的に存在しない取引は対象としない」としております。

5ページを御覧ください。

「2. 定型約款の変更に関する民法の規定との関係について」として、1つ目の矢羽根では、「1. に記載したような規律を設けた場合、事業者が定型約款の重要事項を変更した際に、事業者はどのような対応をとる必要があるか」と記載しており、その下に検討用の事例を記載しております。事例は、1か月ごとに食品を配達する定額のサブスクリプション契約において、原材料費の高騰により、定型約款の料金が記載されている部分を変更し、1か月当たりの料金を値上げしたいという事例でございます。

まず、「(1) 民法の定型約款の変更の場合」として、現行の民法上必要な対応について記載をしております。

①の民法第548条の4第1項第2号では、定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨を定める有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであること。②の民法第548条の4第2項では、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知することが求められており、この2つの要件を満たすことにより、個別に消費者と合意することなく契約の内容を変更することができると考えられています。

※印の①の合理性の考慮要素は次のように考えられており、料金の値上げが直ちに合理的ではないと解されるわけではないと記載されております。

まず、1ポツ目の「変更の必要性」は、「定型約款準備者においてなぜ定型約款の変更を行う必要性が生じたかが考慮され」、「経済情勢が変動したことに伴って対価やサービス内容についての変更の必要性が生じることが想定され」る。また、「取引やサービスの内容との対比において顧客の連絡先の把握・管理のコストや顧客への通知費用が過大に過ぎるといった、顧客から個別の同意を取ることが困難である事情も考慮され」ると考えられています。

続いて6ページを御覧ください。

2 ポツ目の「変更後の内容の相当性」は「変更が必要となった事情に照らして適切な内容となっているのか、過剰なものとなっていないかなどが考慮され」と考えられております。

3 ポツ目の「その他の変更に係る事情」としては、「変更によって相手方が受ける不利益の程度や性質を前提としつつ、その不利益を軽減する措置が取られているかなどが重要な要素として考慮されることが想定されて」おり、「例えば、変更後の契約内容に拘束されることを望まない相手方に対して契約を解除する権利を付与することや、変更の効力が発生するまでに猶予期間を設けることなどは、相手方の不利益を軽減する措置と評価することができ」と解されております。

以上の解釈を踏まえ、矢印のところですが、**「定型約款の変更が、当該変更をした目的に反せず、原材料費の高騰やその他の変更に係る事情に照らして合理的と評価でき、また、インターネットの利用その他の適切な方法により②記載の事項を周知していれば、個別合意がなくても効力が生じると考えられる」**としております。

7 ページを御覧ください。

「(2) 契約の変更時に関する規定が設けられた場合の対応」についてでございます。

1 つ目の矢羽根では、定型約款の変更の効力発生要件として、5 ページ以下で御説明した「民法の定型約款の変更の場合」の①及び②の要件を満たすことで、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更できるという効果が生じるということを記載しております。

2 つ目の矢羽根では、民法上の効力発生要件を満たした上で、消費者契約法上、契約の変更時に関する規定が設けられた場合の対応として考えられるものについて記載をしております。

まず、契約の変更時に通知義務が発生する契約の変更の「重要事項」については、消費者契約法第4条第5項を参考に、以下のようなものを想定することができないかということで3つ書かせていただいております。

1 つ目として、消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者が契約関係を維持するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの。

2 つ目として、消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者が契約関係を維持するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの。

3 つ目として、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情といったものを想定しております。

次に、通知事項として想定される内容についてです。通知事項としては、四角囲いに書かせていただいております、当該変更後の当該消費者契約の内容、当該変更の効力発生時期、当該変更がされる前に当該消費者契約の解約をすることができる期間、条件及び方法が想定されるのではないかとしております。

その上で、3 つ目のポツの※印のところですが、通知事項に、当該変更がされる

前に当該消費者契約の解約をすることができる期間、条件及び方法を含む点については、必ずしも消費者が当該変更時に解約権を有していない場合であったとしても、変更後の契約を認識し把握させるとともに将来の解約や不更新等といった判断をするか否かの判断に資することが考えられるということを記載させていただいております。

2つ目の矢羽根の2ポツ目では、「消費者への通知が困難な場合」には、個別の通知を行わなくても、当該消費者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることで足りるとしておりまして、消費者への通知が困難な場合の例としては、メールアドレス・郵送先を把握していない場合などが想定されるとしております。

最後に、8ページでございます。以上の検討を踏まえ、事業者が資料記載の事例で値上げをする場合には、定型約款の変更の効力発生要件であるインターネットの利用その他適切な方法による周知を行った上で、消費者に対し、電子メールや郵送等の個別通知により、変更後の当該消費者契約の内容、当該変更の効力発生時期、当該変更がされる前に当該消費者契約の解約をすることができる期間、条件及び方法等を通知する必要があると考えられるということを記載させていただいております。

事務局からの御説明は以上となります。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問のある方はお願いしたいと思います。

二之宮委員、お願いします。

○二之宮委員 二之宮です。

1のほうでは2つポツが書いてありまして、規律の対象となる契約類型についてどう考えるか、2ポツ目で定型約款の変更に関する民法の規定との関係と書いてあるのですが、補足資料を見ると、この関係がよく分からなくて、どう読んでいいのかわからないので、私が読み違えているのかも分かりませんが、そうであれば御容赦いただきたいと思います。

その前提で意見です。第6回検討会で、継続的な契約関係の離脱一般に関する規律の対象に関して、資料では賃貸借契約を対象としないということが記載されており、私は動産を一律に対象外とすることは問題ではないかと意見を述べました。

今回の補足資料の4ページでは、「1. 規律の対象となる契約類型について」として、1つ目の矢羽根で、「事業者と消費者の間の定型取引一般に適用される規律とすることを想定」と記載しつつ、2つ目の矢羽根で、「個別通知義務が生じるのは、消費者と現に契約関係にある場合を想定。契約関係が継続的に存在しない取引は対象としない」と記載されています。この契約関係が継続的に存在する、しないと、対象として第6回の資料にあった賃貸借はどうなるのかというところがよく分かりません。

私は、目的物の提供は1回式的であっても契約関係が継続的に存在する動産賃貸借契約、例えば浄水器やウォーターサーバーの賃貸借とか、レンタカーとか、各種シェアリングサービスも対象に入るとして整理していくべきだと考えているのですが、この資料はどう読んだらいいのか、ここを1点教えていただきたいと思います。要は、賃貸借を除外した上

で考えているのか、入れて考えているのかというところです。

もう一点は、補足資料には挙がっていないのですが、冒頭に加毛委員も言われておったのですが、書かれていない部分について、要は解除妨害の禁止規定の義務違反の効果とか、契約の変更時における個別通知義務違反の効果とか、ここも大分議論になったと思うのですが、これは引き続き今後検討という捉え方でいいのか、ここも確認させてください。

前回私も意見を述べたのですが、個別通知義務違反には民事効を導入すべきだと。その後いろいろ御意見を聞いていて、さらに考えたところを少し述べさせてもらいますと、定型約款を変更するときには合理的なものでなければいけない、合理性の要件というものがありますが、合理性があるのかないのかというのは、経営判断や営業秘密に関わるものですから、これは消費者には分からない、要は情報力に格差があります。定型約款の変更に交渉する余地はない。そうすると、消費者からすると交渉力の格差が表れる部分です。周知では足りないから個別通知をと言っているのは、消費者の脆弱性の表れの部分です。

これらの対応として個別通知をするのであり、個別通知の義務違反については、格差と脆弱性の問題がまさに表に出てくる部分ですから民事的効力を付与すべきと、改めて意見を述べたいと思います。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

今、御質問が特に第1点に関してあったのですが、この点をお願いします。

○伊吹専門官　事務局でございます。

資料の構成などが分かりづらいところがありましたら大変恐縮でございます。

改めて、参考資料4、第6回で使用させていただいた資料で整理させていただければと存じます。参考資料4の5ページのところで、もともと各規律の対象場面を当時の資料で整理してございました。

ここでは、①の継続的な契約関係の離脱一般に関する規定のお話に関しては、下線を引いております「事業者が物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを継続的に提供し続ける消費者契約」というものを想定しているということで、二之宮委員が御指摘いただいた動産の賃貸借が含まれるのかどうかというところは、ここで御議論いただいたものと認識しております。

その上で、6ページに参りますと、②で契約の更新時に関する規定と、③で今回の契約の変更時に関する規定がありまして、この2つに関しましては①とはまた場面が違うので、それぞれ考えられないかということを当時からお示ししておりました。④は①と同様ということでございました。

今回分かりにくかった点としましては、資料1の4.の一点目で対象場面といった際には、二之宮委員が御指摘いただいたところだと、5ページの①の場面の問題と6ページの③の場面の問題を前回特に御議論をいただいていたかと思ひまして、一定程度積み残しのものがあつたものと認識しておるところでございます。このうち、今回の補足資料で申

申し上げますと、4ページの「1. 規律の対象となる契約類型について」と記載しておりますのが、参考資料4の6ページの③の変更時の場面を想定したものでございました。

他方で、参考資料4の5ページの①の離脱一般に関する規定のところは、特にこの資料自体は参考資料4を流用させていただくということで、別途の資料は用意していなかったという関係になってございます。

以上でございます。

○山本座長　お願いします。

○二之宮委員　今の参考資料のほうで言うと、継続的契約一般と言っても何を議論するかによって対象が違うというふうに捉えるのでしょうか。

○伊吹専門官　事務局でございます。

対象というのが、参考資料4で申し上げますと、5ページから6ページにかけて、もともと①から④までの消費者契約法で一般的に規律を及ぼすべき場面としてワーキング以来御議論いただいた類型がございまして、それぞれの規律に合わせて規律の対象場面をどういうふうに考えていくかということで、①と④は共通するものとして整理をしておったところで、②と③はそれぞれ更新とか変更の場面自体を捉えていくことになるのではないかという整理をしていたところでございます。

○山本座長　お願いします。

○二之宮委員　私が理解できていないだけなのかもしれませんが、場面が違うというのは分かるのですけれども、そうすると、動産賃貸借は入るのか、入らないのか、場面によって入ったり、入らなかったりするのか、一律に入らないのか、そこはどういう整理なのでしょう。

○伊吹専門官　説明が分かりにくくて恐縮でございます。

契約が賃貸借であるのか、それ以外の契約なのかという問題にかかわらず、契約が更新されるとか変更される際の問題を扱おうとするのが6ページの②、③の場面だと考えております。

逆に、5ページの①、④に関しましては、一般的な離脱の問題として一般的な規律を設ける場面はどういうところかと考えていく際に、事業者が物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを継続的に提供し続ける消費者契約が考えられるのではないかという整理でございました。その上で、①の場面を具体的に見ていった際に、動産賃貸借を対象に入れるべきではないかというのは、前回、委員を含めて御意見をいただいたところでありますので、その辺りは今回御議論いただければと考えているところでございます。

○山本座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

平井委員、お願いします。

○平井委員　ありがとうございます。

定型約款の形式的な変更だけではなくて、サービス内容とか契約の中核的な内容の実質

的な変更も個別通知等の規律の対象とすべきではないでしょうか。

さらに、不利益変更を通知するだけで、消費者に解約権とか協議の機会が与えられなければ実効性がないので、重要事項の変更とか事業者側からの解除について疑義が生じた場合には、自動更新とか追加請求、退去の手続、前払金の精算などを一時停止し、本人、代理人、支援者、行政などが確認・協議できるような仕組みを設ける必要があるのではないかと思います。

特に、住まい、介護、医療という生活基盤に関する契約に関しては、単なる通知や解約機会だけではなくて、従前条件の一時維持、サービスを提供し続けていただく、合理的な環境調整とか移行支援ができるまでは継続するような規律が必要ではないかと考えます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

定型約款の変更に関する個別通知義務について申し上げます。

消費者が契約条件の変更を適切に認識できるようにすることの重要性自体は理解しております。一方で、民法548条の4につきましては、定型取引の画一性・効率性を前提といたしまして、一定の要件の下で約款変更を認める制度として設けられたものでありますので、その際にも変更内容や効力発生日の周知を求めるなど、消費者保護とのバランスも踏まえた制度設計がなされているものと理解しております。そのような中でも、消費者契約法において一律の個別通知義務を追加することにつきましては、慎重に検討すべきではないかと考えております。個別通知が義務となりますと、実質的には民法が予定している定型約款制度の運用に大きな影響を与える可能性があると思っております。

また、重要事項を変更する場合に、個別に通知しなければ契約内容の変更という効果が生じない強い効果を考えているのであれば、「重要事項」の定義は明確で予見可能性のあるものとしていただく必要があるかと思います。

現状、資料では、例えば「消費者が契約関係を維持するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」という記載がございますけれども、結構判断の余地があるものと考えておりまして、「重要事項」への該当性判断が困難なケースがたくさん出てくると考えられますので、ある程度規定が抽象的になるのはやむを得ないとしても、真に消費者に通知が必要とそうでないものを分ける視点として、例えば不利益変更が通知として必要なものであるというような、単に重要事項として一くくりにしないような御検討をいただきたいと思います。

さらに、継続的な契約関係にある消費者を対象とするとしても、実際には新規契約や解約が日々発生しておりまして、誰を通知対象とすべきかを正確に判断することは必ずしも容易ではないという現実がございます。その意味では、対象を限定しても、実務上の負担が大きく軽減されるわけではないとも考えております。

加えて、個別通知義務を前提とする場合、事業者としましては住所やメールアドレスなどの連絡先情報の取得・管理を今まで以上に求めざるを得なくなるところがありまして、これは個人情報保護の観点、消費者にとっての通知負担、通知疲れという観点からも慎重な検討が必要ではないかというところは前回から述べているところになります。

その上で、制度を見直すのであれば、現行の周知方法でどのような問題が生じているのか、個別通知を行うことで実際にどの程度消費者保護が向上するのかといった立法事実を十分に確認いただければと思っております。少なくとも、現時点では民法が定型約款制度の中で整理している周知ルールに加えまして、消費者契約法で一律に個別通知義務を課すことにつきましては、必要性和実務上の影響を慎重に見極めていただきたいという意見をさせていただきます。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

坪田委員、お願いします。

○坪田委員　ありがとうございます。

対象となる契約類型については、ネットを介したサブスク契約以外にも問題が生じております。これは前回も出ましたが、浄水器とかウォーターサーバーなどがあり、本体は1回限りであっても、フィルター等の周辺商品については継続的に提供される場合もあります。

継続的という意味ですが、期間の定めがあるものは基本はその期間に縛られるものと考えておりますが、期限が曖昧な契約、無料期間の期限はあるけれども何もしないと自動的に期限のない継続的な契約になるもの、一言で継続と言っても未来永劫続くもの、契約の終了は死亡をもってという記載があるもの、それさえないものも様々とあります。

契約内容にもよると考えますが、期間があるとしても非常に長期の契約は期限がないものと変わらないとも言えます。特に、こういった継続的な契約が普及している中では、食品とか健康食品、化粧品といった身体に摂取、塗布するような性質なものであると、契約になじまないこともあり、こういったときの継続的な契約をどうするかということも問題が発生しています。こういった場合は、期間の定めを設けること自体が合理的には感じない。期間があれば、その期間を遵守しなさいということが無理なことも実際には生じております。

こういった点につきまして、今後も検討をしていくことがあると思います。様々な消費生活相談においては、この辺りも詰めていかないと活用ができないような内容になってしまうと心配をしております。

それから、通知です。定型約款での問題にもなりますが、個別通知のやり方も様々な業種・業態があります。当然のことですが、例えば継続的な契約であっても、鉄道定期券といった場合であれば、一々個別に通知をすることが困難なのは自明だと思っておりますの

で、こういった形では一定の除外規定を設けて、代替で足りることにする必要があると考えております。

民法の定型約款の規律でございますが、これは債権法改正の際にも問題になったところと記憶をしております。民法で今このような形で条文となっておりますけれども、やはり民法では足りないということで消費者契約法が制定されたという立法趣旨から考えれば、民法にはあっても、重要事項の変更等に限っては定型約款の変更についても通知をすることが必要だと考えています。

消費生活センターでは、情報がいっぱいあり過ぎて困ったという相談はあまり受けておりませんで、消費者トラブルの多くは知らなかった、通知されなかったということがほぼトラブルのもとになっております。たくさん教えてくれて困る、そんなに教えてくれなくてもいいということは、実際のトラブルの発生としては聞いたことがほぼない状況ですので、やはりここはしかるべき内容につきましては通知が必要です。民法のプラスアルファとして、民法の特別法として消費者契約法の役割があると考えております。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

土井委員、お願いします。

○土井委員　ありがとうございます。

契約の通知の問題ですけれども、社会的な影響が非常に大きいと思っております。前回の後いろいろ調べてみたのですけれども、かなり多くの事業者が定型約款のルールに基づいて規約等変更等をおこなっており、恐らく個別通知を義務化すると物すごい数の事業者がこの義務に対応しなければならなくなると思います。

その割には、なぜこの通知を行わなければいけないのか、どのような消費者トラブルがあるのか、仮に消費者トラブルがあったとしても、恐らくそれはごく一部の事業者の行為によって引き起こされたものであり、それは、通知をすれば解決するのもよくわかりません。一方、多くの事業者は個別通知の義務化に関しては明確に費用が発生すると思いますので、もう少し事実、必要性、それによってもたらされる効果という点をきっちり突き詰めないと、少なくとも我々事業者としてこれでいいということにはならないだろうと思っております。

では、そのためにはどのような事項は必ず通知をしなければいけないのか、その方法は個別といっても対面のものが許されるのか、それとも書面でやらなければいけないのか、といった点についてもさらに詰めていく必要があろうと思っております。

どのようなものを対象にするのかという点についても、いろいろな御意見があります。これについては、問題になっているような取引がどういうものなのかということも考慮しながら、さらに検討していく必要もあろうかと思えます。

いずれにしろ、今これを導入した瞬間、大きな影響が出ると思いますので、少なくとも消費者庁のほうで、例えばこの定型約款を使って消費者契約をやられている事業者の数を

把握されているのか、また、把握しているのであれば、義務化した場合の影響も御説明いただかないと、なかなか難しいかなと思っております。前回議論した、解約できますよということ、あるいは更新の期限が来ますよといったものに比べて、あまりにも影響が大きいと思っておりますので、引き続き慎重な検討が必要だと思います。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

片山委員、お願いします。

○片山委員 契約内容の変更につきましては、消費者にとって、いつの間にか負担が大分増えていたとか、サービスがかなり限定されているといったことがあった場合には、やはり消費者の不利益につながることもありますし、そういった場合は解約できるということもかなり重要な課題だと思っていますので、ぜひ個別の通知ということで義務化をお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

個別の通知はやはり導入するべきだと考えております。その理由について整理しますと、契約が一方的に変更されるというのは例外で、原則として、本来であれば当事者間の交渉と合意が必要です。ただ、そこに例外を設けているのが民法改正で導入された定型約款の規制でして、その代わり、消費者の利益に適合する場合とか、一方的な変更が合理的である場合に限ってそれを認めているということになります。そして、周知義務を課しているということです。

先ほど坪田委員からも御発言がありましたように、これまでも度々、民法の規律だと情報量とか交渉力の格差、今回のパラダイムシフトに関する検討であれば消費者の脆弱性に鑑みて、民法の規定では適切な処理ができない場合に、消費者法で何かしら例外的な取扱いがされてきているのは周知のとおりです。

今回の通知義務の個別の内容を見ますと、決して広く一般的に適用されるものではなくて、定型約款の一方的な変更が消費者の利益に適合するものではない、合理的なのだけでもという場面に限って、しかも重要事項の変更だという限定的な場面におけるものだと理解しております。

また、実態を見ますと、もちろん通知疲れということについてはいろいろと議論がされているところ、私の認識では、そこで言う通知疲れというのは、大量に事業者から広告が届くとか、不要な案内がいろいろと届くので、それに疲れを感じてしまうということです。今回の個別の通知というのは、実態として見れば、この契約を継続するのか、あるいは解約するのかということで、先ほど別の項目として取り扱われているような解約とか更新の

場面と同じ重要性を持つものだと理解しております。

そうしますと、先ほどほかの委員からも発言がありましたが、それに当たるのが、通知疲れが生じるということではなくて、むしろ消費者としては一方的な変更についてはしっかりと通知をしてほしい、周知だけでは把握できないということではないかと思います。

さらに、本日の補足資料の7ページの下の方にも出ていますが、消費者への個別の通知が困難な場合について、代わるべき措置を取ることで足りるという配慮がされていますので、そういう意味でもバランスのとれた提案だと思っております。

今後、これについて前向きに検討した上で、さらに違反行為の効果については適切なものとなるように、いろいろとまた議論をする必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山本座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○島袋企画官　1点だけ事務局から補足させてください。

今回の補足資料の4ページの部分で、重要事項について想定されるものとして記載をしております。先ほど佐藤委員からも、重要事項が不明確ではないかという御意見もありましたけれども、現行の契約法の第4条第5項に取消権に関連する規定としてもあるところから参考にしておりますけれども、不実告知とか、不利益事実の不告知とか、断定的判断の提供、こういったものについては現行の契約法でも取消権が定められていることとの関係で、重要事項についてはこういった定義を定めているものでございます。今回の場合、この規定が通知の場面で等しく当てはまるか否かという面もありますし、さらに検討は必要かもしれませんけれども、いずれにしても重要事項についてはここに書いたような形で一定程度は明確化が図られていると事務局としては思っております。

1点補足でございました。

○山本座長　ありがとうございます。

今御指摘がありましたように、重要事項という形になっていて、これは既に現在の消費者契約法の中に規定としてあるものです。

それから、今カライスコス委員から御指摘がございましたが、7ページの下の方で、消費者への通知が困難な場合については代替措置で足りるというのが現在の案です。

それで、第1の論点の賃貸借に関しては、先ほどそれも含めるべきであるという御意見があり、明確に含めないという御意見はなかったのではないかと。さらに検討が必要という御意見だったかと思いますが、明確にそれを除外する理由を示す御意見はなかったということですかね。

効果の点に関しましては、議論としては前回と同じであったという感じがいたします。現在の民法の定型約款に関する規定を前提にしてどう考えるかというところで、一方では事務局案に対してはもっと強い民事効を持たせるべきという意見がありました。

他方では、具体的なコスト等をどう考えるか。今の7ページに書いてある限定を施したとして、さらにどれぐらいのコストがかかるかを考えるべきではないかという御意見があったかと思います。

ある意味で、民法の定型約款の議論をした際にかなり議論されているところもあるわけですが、今のような御意見があったということかと思います。

よろしいでしょうか。

土井委員、お願いします。

○土井委員 先ほど事務局からの説明で、重要事項について第4条第5項の条文を参考にしたと言われましたが、これを読んだだけだと、逆に約款のどの条文であれば通知しなくていいということになるのか説明いただきたい。例えば、このケースはこの趣旨からは外れるような条文ですよ、これぐらいだったら通知しなくてもいいのではないのですかということを示していただきたい。私はこの重要事項を読む限りは、条文何かを変えたらほぼ必ず通知しなければならないのではないかと受け止めてしまいます。恐らく佐藤委員はそういう趣旨で質問されたと思うのです。

消費者契約法に規定があるからその趣旨でと言われても、我々はもうちょっと具体的なことをお伺いしたくて聞いていますので、法の趣旨ですからと言われても困りますので、その辺も具体化を図っていただきたいと思います。

○山本座長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

土井委員がおっしゃったように、この通知につきましては実務的な影響が非常に大きいところがございます。

そのような中で、重要事項というところをどうするのかというのは、通知義務の中ではかの消費者契約法の中の重要事項を引っ張ってくるからというわけではなくて、対象を限定すべきではないかという趣旨で申し上げた意見になりますので、そちらについてはそのように御理解いただければと思います。

○山本座長 ありがとうございます。

重要事項に関しましては、現在の規定がある。現在は、消費者庁が注釈等でさらに具体的な例を出している。今回指針を設けることになると、例えばそこに入れることも考えられるかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞお願いします。

○黒木審議官 多少御参考になるかということで、この重要事項について出てきた経緯ですけれども、ワーキングの先生方で御議論いただいていた際に、例えば動画配信サービスなどで配信している番組が来月から変わりますみたいな、それだって変更にあたるではないか、そんなものを毎回通知するというのは必要がないと思うということで、他方、そのサービスを続けるかどうかに関わるような内容の変更が通知義務を考えるに当たっても対

象になるのではないかということで、そういうものは重要事項という形で考えるかなという御議論があったということでございます。

それを受けますと、動画配信サービスを例に取れば、番組が一部入れ替わりますというのではなくて、そもそもこの配信サービスではこういうコンテンツの動画をずっと配信していますというものを、いろいろな事情があっていついつからは内容をはがりと入れ替えて違うジャンルの動画の配信に変わりますということであれば、それは重要事項に当たるであろう。あるいは、金額が幾らに変わりますということであれば、重要事項に当たるであろうというイメージかと思ひまして、そのようなことを法律的に規定するとしたら、現状の規定を活用することが一番分かりやすいのかなと考えたということでございます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、本当はもう少し時間があるはずだったのですが、もし本日の議題、あるいは本日の議題以外の点でも結構ですけれども、全体を通して御意見があれば伺いたいと思います。本日の補足でも、あるいは前回までの議論においてテーマとなったことについてさらに意見があればと思いますけれども、いかがでしょうか。

平井委員、お願いします。

○平井委員 賃貸借契約のことについて、なお整理の余地があると受け止めましたけれども、例えばこんな形で整理をしたらどうかということで提案をさせていただきたいと思います。

賃貸借契約を、物件の引き渡しで1回で完了するという理由だけで継続的契約の規律から一律に除外することについては疑問があります。当然、借地借家法による既存の規律がありますから、消費者契約法の中では、借主側の合理的な解約方法とか、過大な違約金とか、重要事項変更時の個別通知とか、貸主からの終了時の理由の説明とか協議、移行支援など、既存の方法で十分対応できない部分を補完する規律ということで整理をしたらどうかということで提案をさせていただきます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今日は、非常に多岐にわたるテーマについて大変有益な御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

論点、それに関する御意見は、かなり出ているかと思ひます。ワーキングでももちろん議論をいただきましたし、この場でも一通り、さらに今日特に議論が多かったテーマについて御議論をいただきました。

一旦ここで、これまでの検討会での議論を踏まえて中間取りまとめの作成に入りたいと考えております。そのように事務局に取りまとめをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○古川消費者制度課長　かしこまりました。そのように対応させていただきます。

○山本座長　ありがとうございます。

もし、これまで出ていなかった点でさらに御意見がある場合には、事務局にお寄せいただければと思います。できるだけ早くと思いますけれども、もし補足があればお願いしたいと思います。

それでは、本日の検討会はこの辺りで終了とさせていただきます。

事務局から連絡をお願いします。

○古川消費者制度課長　本日も、長時間にわたり御議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

先ほど座長からも御指示がございましたので、中間取りまとめに向けて対応を進めさせていただきたいと思っております。

それも踏まえまして、次回開催につきましては追って御連絡を差し上げたいと思います。

以上です。

○山本座長　ありがとうございました。

御指摘があった点のうち、さらに事務局のほうで調査が必要なことについては、調査をした上で中間取りまとめ案を提示したいと思います。委員のほうにも情報提供等、御協力をお願いすることが出てくるかと思えますけれども、その際にはよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。